

派遣先所属 宮城県土木部防災砂防課
氏 名 大野 康夫 (おおの やすお)
派遣期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の宮城県土木部防災砂防課課長及び3名の総括補佐と3つの班で構成され、所掌事務は概ね次表のとおりです。

班名	分掌事務
調整班 (4名)	・庶務一般 ・予算及び決算 など
防災企画班 (7名)	・土木部所管の危機管理及び防災計画 ・津波防災対策 ・災害復旧事業 など
砂防・傾斜地保全班 (7名)	・砂防指定地、砂防工事及び施設 ・地すべり防止区域、地すべり防止工事及び施設 ・急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊防止工事及び施設 ・土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制 など

私は、このうち防災企画班に、石川県からの派遣職員とともに配置され、災害復旧事業に係る事務を担当しています。

主な担当業務は、一言で言えば、東日本大震災により被災した、道路、河川などの施設の復旧工事を国庫負担により実施できるようにするため、国土交通省との協議を行い了承を得る作業です。

地方公共団体が管理する河川や道路などの公共土木施設が災害を受けた場合、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、地方公共団体の財政力に適応するよう国が復旧に要する事業費を負担して早期復旧を図るため、災害発生後速やかに現地において「災害査定」を行い、復旧工法、費用、国庫負担額等を定めることとされており、宮城県における東日本大震災による被災に関しては、平成23年5月から平成24年1月までの間に、この「災害査定」が実施されました。しかしながら、広範囲かつ多種多数の施設が被災していることから、工法の決定が難しい箇所(232箇所)に関しては、『協議設計(実施保留)』として査定の時点での仮決定を行い、関連する他の事業やまちづくりの計画などが定まり、実際の工法が確定できるまで実施を保留することとなっていました。

その後、順次要件の整ったところから、実際の復旧工法等について、国土交通省との設計協議を行ってこの「実施保留」を解除し、実際の復旧工事を実施することになりますが、このうち市町村所管の災害復旧事業に関する国土交通省との設計協議が私の主な担当業務です。本年3月ま

で、市町村事業箇所81件のうち31件を解除していましたが、残る50件について、すでに発災後3年余り、査定による仮決定からも2年以上経過しており、目標としている5年間の内に復旧を完成させるためにも、今年度中に全て解除することを目標としています。

また、主担当ではありませんが、東日本大震災に係る災害復旧事業において、土地収用法に基づく土地収用を可能にするための事業認定申請手続きに関する事務を行っています。

災害復旧工事の実施にあたって必要となる用地は、所有者等との交渉により買収することになりますが、累代の相続や多人数共有など、通常の任意交渉による手法では長い時間と膨大な手間を要する土地の取得を必要とする事業箇所が約30箇所あります。土地収用法を活用し、早期に機能を復旧し安全性を確保するという災害復旧の趣旨に沿った工事を可能とするため、資料の作成や、認定庁である東北地方整備局との協議調整などの事務を行っています。これについても、目標期間内の完成を期するため、できるだけ今年度内に認定を得ることを目標としています。

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

宮城県の復興計画において、今年は「復興実感年」として、東日本大震災から3年間の「復旧期」を終了し「再生期」に入る年と位置づけています。

しかしながら、復興、再生の基礎となる災害復旧事業を見ると、9月末現在、着手箇所数は約94%となっていますが、金額ベースでの着手率は約64%と計画の3分の2に達しておらず、また、工事の完成率はようやく2割を超えたところで、特に海岸、河川の大規模な工事については、まさに復旧の最盛期を迎えるというのが実感です。

表一 宮城県所管公共土木施設災害復旧工事進捗率の推移

